

【内部統制システムの 基本方針】

全日本空輸株式会社

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (会社法362条4項6号, 会社法施行規則100条1項4号)

- (1)「ANAグループ・コンプライアンス規程」を制定し、当社社長総括の下、常勤取締役で構成される「CSR推進会議」と、その下部組織として各部門業務執行責任者で構成される「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する重要方針や重要事項を審議・立案および推進しております。
- また、グループ役職員の行動準則となる「ANAグループ行動基準」の制定・全役職員への周知、グループ内の相談・通報窓口である「ヘルプライン」やグループ内部監査を実施する「監査部」の設置など、コンプライアンス組織体制を整えております。

※CSR=Corporate Social Responsibility : 企業の社会的責任

- (2)各事業所・グループ会社におけるCSR活動の推進者として「CSRプロモーションリーダー」を配置して、コンプライアンスに関する役職員への啓蒙活動を実施するとともに、グループ内イントラネット上に専用ホームページを開設する等コンプライアンス意識の浸透を図っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 (会社法施行規則100条1項1号)

- (1) 取締役会をはじめとする重要な意思決定又は取締役に対する報告など、その職務に係る情報については、記録媒体方式の如何を問わず、法令および文書の作成・整理・保管及び廃棄に関する「文書規程」に則り管理を行っており、取締役・使用人が検索・閲覧可能な状態で保管しております。
- (2) 監査役は業務執行に関する重要な文書の回覧を受けるとともに、適時閲覧できることとしております。
- (3) 文書の保存・管理状況については監査部が内部監査を行い、実効性を確保する体制としております。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制 (会社法施行規則100条1項2号)

- (1) ANAグループにおけるトータルリスクマネジメントに関する基本事項を規定した「ANAグループ・トータルリスクマネジメント規程」を制定し、当社社長総括の下、常勤取締役で構成される「CSR推進会議」と、その下部組織として執行役員を中心とした各部門業務執行責任者で構成される「リスクマネジメント委員会」を設置して、トータルリスクマネジメントに関する重要方針や重要事項を審議・立案および推進しております。同委員会内には、リスクマネジメント部会や情報セキュリティ部会、安全保障輸出管理部会など専門性のあるリスクに特化した部会を設置しており、更に個別リスク発生時には臨時部会を設置し、組織横断的な対応を図っております。
- (2) 各事業所・グループ会社におけるCSR活動の推進者として「CSRプロモーションリーダー」を配置して、リスク管理活動を推進する体制としております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (会社法施行規則100条1項3号)

- (1) グループ経営理念を制定し、グループとしての存在意義・役割を明確にするとともに、グループ経営ビジョンによって将来のグループとしての到達目標を共有しております。
- (2) グループ経営ビジョンの達成に向けて、中期経営戦略、単年度経営計画、各部門計画を策定し、これに基づいて役職員個々人の業績目標を設定する制度を導入しております。これにより達成すべき目標を明確化するとともに、目標の連鎖を図ることとしております。またそれぞれの計画・目標は定期的にレビューを行うことで、より適正且つ効率的な業務執行ができる体制としております。
- (3) 役割分担・業務執行権限と責任・指揮命令系統などを「業務分掌規程」「職務権限規程」などに規定し、役職員の権限や裁量の範囲を明確化しております。
- (4) 執行役員制度を採用することにより意思決定の迅速化を図ると共に、業務執行上の重要な案件については、グループ経営戦略会議において、合議制に基づく意思決定を行っております。

5. 当該会社並びにその親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 (会社法施行規則100条1項5号)

- (1) グループ経営理念に基づき、グループとしての存在意義・役割を明確にするとともに、グループ経営ビジョンによって将来のグループとしての到達目標を共有しております。
- (2) 「グループ・コーポレート・ガバナンス・ルール」を定め、各社の役割を明確化した上で、グループ各社を統括する担当部署を設定するとともに、グループ各社へ適宜役職員を派遣し、適正なグループ経営管理体制を構築しております。
- (3) グループ内部監査を実施する「監査部」を設置し、当社およびグループ各社の業務監査・会計監査を実施し、業務の適正の確保およびグループ間の不公正な取引を防止する体制を確保しております。
- (4) 「ANAグループ・コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスの教育・啓蒙を推進し、グループ全体のコンプライアンス体制を構築しております。
- (5) 「ANAグループ・トータルリスクマネジメント規程」に基づく、グループを包含したリスク管理・危機管理体制の構築を通じて、グループ経営の安定性・効率性を高めております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 (会社法施行規則100条3項1号)

- (1) 取締役は、監査役の求めに応じて監査役の職務を補佐する専任の組織として「監査役室」を設置し、必要な人員を配置しております。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項 (会社法施行規則第100条第3項第2号)

- (1) 監査役室の使用人は監査役の指揮命令に服するものとし、その人事関係について取締役は、監査役と協議して行うこととしております。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制 (会社法施行規則100条3項3号)

- (1) 取締役および使用人は、監査役に対して取締役会・グループ経営戦略会議などの社内の重要な会議を通じて、コンプライアンス・リスク管理・内部統制に関する事項を含め、会社経営および事業運営上の重要事項ならびに職務執行状況などを報告しております。
- (2) 使用人は、「稟議規程」に基づく社内稟議の回覧を通じて、監査役に対して業務執行に関わる報告を行っております。
- (3) 監査部ならびに外部監査法人は、四半期に1回、監査役に対して、各事業所・グループ会社に対する監査状況についての報告及び情報交換を行っております。



9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 (会社法施行規則100条3項4号)

- (1) 取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため定期的に会合を開催するとともに、監査役は取締役会・グループ経営戦略会議などの重要な会議に出席し、取締役の職務執行に関して直接意見を述べております。また取締役は、監査役と監査部が連携を進め、より効率的な監査の実施が可能な体制の構築に協力しております。

以上